## 博士論文 (要約)

自律基底的運の平等主義の社会構想

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻

阿部崇史

本稿では、自律基底的運の平等主義という社会構想を、提示および正当化する。この自 律基底的運の平等主義という立場は、大きく分けて3つの特徴を持つ社会構想である。第 1の特徴として自律基底的運の平等主義は、従来の目的論的な運の平等主義とは異なり、 義務論的な形態で構築された運の平等主義である。運の平等主義とは、平等主義の内部に 選択責任という契機を取り組むとともに、リスクや偶然的な属性といった運の影響から 人々を保護しようとする立場である。その中でも従来中心的な立場であった目的論的運の 平等主義は、平等な結果状態をデフォルトとしつつ、選択の影響のみを反映し運の影響を 反映しないような状態がそれ自体として公正であると捉える。そしてそれ故に、このよう に運の影響が中立化された状態を達成しようとする。これに対して自律基底的運の平等主 義は、自律的行為者への平等な尊重という理念ないし義務を解釈・具体化する形で構築さ れた運の平等主義であり、人々が有する選択肢集合の価値を不運の影響から保護すること を目指す。これは具体的には、3つの主張へと整理できる。第1に、従来の目的論的平等 主義とは異なり、結果状態における平等を達成することではなく、選択肢集合の価値を不 運から保護することに、明確な規範的優先性を与える。第2に、諸個人と社会との責任分 担という問題を扱うものとして、選択責任という観念を捉える。それ故に、運の影響から 人々の選択肢集合の価値を保護する際に、コストに対する考慮を内在化している。第3 に、運の影響に対処する際に、それを一律に中立化するのではなく、問題となっている運 の性質に着目し、その運が自律的行為者にとって持つ意味を踏まえた対応を行う。特に、 リスクと偶然的属性という2つの運の類型に応じて、異なる対応を要請する。

自律基底的運の平等主義という構想の第2の特徴は、平等主義に組み込む選択責任の構 想それ自体を再構築していることにある。従来の目的論的運の平等主義という立場は、諸 個人が自ら行った選択の帰結を引き受ける責任、すなわち帰結引き受け責任を、単独で要 請するような選択責任の構想を採用していた。しかし、このような選択責任の構想に対し ては、代替的な平等主義の社会構想である関係論的平等主義の論者から、反平等主義的な 保守派が与する選択責任の構想を無批判に組み込んでいる、という批判がなされてきた。 そしてそのような批判の背景には、従来の運の平等主義が目的論的な形態の平等主義を採 用しているが故に、平等主義的な観点から選択責任の構想を問い直すことができていなか ったという、より根本的な批判が存在している。そこで本稿では、前述のように義務論的 な形態の平等主義を採用し、自律的行為者への平等な尊重という理念から、選択責任の構 想をも問い直している。本稿が提示する選択責任の構想は、以下の3つの責任の観念から 構成される責任の構想である。それらは、第1に、価値ある生き方を自律的に構想し、そ れを自律的な選択によって実現しようとする、行為者性行使責任である。第2に、社会に 属する人々に対して、適切な価値を備えた選択肢集合を提供する、社会の側が負う責任で ある。第3に、価値ある選択肢集合を背景にして行った選択の帰結に対して、それを受け 入れる帰結引き受け責任である。この構想は、責任の問題を諸個人と社会との負担分担の

問題として捉え、社会の側が人々に適切な選択肢集合を提供する責任を果たして初めて、 選択の帰結を引き受ける実質的な責任を人々に課すことができると論じるのである。

自律基底的運の平等主義という社会構想の第3の大きな特徴は、リスクと偶然的な属性 という2つの運の類型に対して、それぞれ異なる対応を提示することである。これにより 自律基底的運の平等主義は、関係論的平等主義が提示してきた過酷性批判と補償アプロー チ批判という重要な反論に対して、応答することが可能になる。まずリスクの現実化によ る不利益という問題に関しては、過酷性批判という議論に応答する必要がある。これは、 運の平等主義が、選択や選択に伴うリスクの現実化によって不遇な状態に陥った人々に対 して、平等主義の理念と一貫しないような過酷な対応を迫るという批判である。この過酷 性批判に対しては従来、原理の多元主義に基づく応答や、選択に伴うリスクを構成する運 の要素を中立化しようとする、全ての運の平等主義による応答が存在した。しかし、これ らはそれぞれ難点を抱えていた。それに対して本稿が提示する自律基底的運の平等主義 は、これらの難点を克服するような応答を提示している。自律基底的運の平等主義は、選 択に伴う運の中でも、活動内在的運と活動外在的運という2つの類型の運を区分できると 主張する。ここでいう活動内在的運とは、投資における成功や失敗のように、そのような 運の影響を除去してしまえばもはや活動それ自体の性質が変容してしまうような運であ る。対して活動外在的運とは、その運の影響を除去したとしても活動それ自体の性質は変 容しないような運を意味する。選択に伴う運がもたらす不利益に対して運の平等主義が補 償を拒否してきた理由の1つは、そのような運の影響を補償によって埋め合わせてしまう と、選択の意味が失われるというものであった。この理由を踏まえるならば、活動内在的 運による不利益への補償は、確かに選択の意味を失わせるため、控えるべきである。これ に対して、活動外在的運への補償は、この理由に基づいて拒否すべきとは言えない。そこ で自律基底的運の平等主義は、人々が有する選択肢集合の価値を不運の影響から保護する ために、活動外在的運への補償を行うべきである。それ故に、過酷性批判が指摘するよう な結論を、自律基底的運の平等主義が導き出すことはない。また、自律基底的運の平等主 義は同時に、選択に伴う運の影響に対して補償が拒否されてきた第2の理由にも対応でき る。それは、選択に伴う運がもたらす不利益を他者に負担させることが、不公正であると いう理由である。このような理由に対して本稿では、それは補償を行うか否かを決定する 際の考慮事項ではなく、誰がどの程度補償のコストを負担すべきかを決定する際の考慮事 項であると捉える。そして、リスクを高めるような選択を行う人々全員に追加のコスト負 担を求める一方で、リスクを高めるような選択をしたからといって、そのようなリスクが 現実化した場合の不利益に対して補償を拒否することはない、と論じるのである。

次に、例えばジェンダー不平等や人種差別のように、人々が有する選択肢集合の価値が 偶然的な属性に基づいて毀損されることに対して、自律基底的運の平等主義は、制度的運 の平等主義というアプローチを発展させることで対応する。この偶然的な属性への対応と いう問題に関しては、運の平等主義に向けられた補償アプローチ批判に応答することが重 要である。補償アプローチ批判とは、以下のような批判である。すなわち、社会正義が果たすべき本来の役割は、社会の法的制度や実践および慣行から構成され、人々が行う諸選択の背景となる、社会構造を統制することにある。しかし運の平等主義は、そのような社会構造における人種差別のような不正を解消することではなく、そのような社会構造上の不正が生み出す不利益に対して事後的な補償によって対応することのみを行ってきた。これが補償アプローチ批判である。人々が有する選択肢集合の価値に着目する自律基底的運の平等主義は、この補償アプローチ批判を重く受け止めて、運の平等主義の原理を拡張して社会構造を統制する原理をも提示する必要がある。そのように社会構造を運の平等主義によって統制するアプローチが、制度的運の平等主義と呼ばれるものである。このアプローチによれば、どのような人種に生まれるかという偶然的な属性は、それ自体が何かしらの不利益を生じさせているのではない。そうではなく、そのような特定の偶然的な属性に対して不利益を付加するような社会構造のあり方こそが、正義にとっての問題なのである。そこで運の平等主義の原理が対処すべき課題は、このような偶然的な属性を、社会的な不利益へと転換しないように、社会構造を構築することである。

本稿ではこのような制度的運の平等主義というアプローチを踏襲しつつ、実際にこのア プローチに基づく実質的な原理を提示する。その際には、偶然的な属性を社会的不利益に 転換しないという要請を、従来は分離されていなかった2つの要請へと、区分する。第1 の要請は、偶然的な属性に基づく不利な扱いの禁止および解消であり、人種差別やジェン ダー不平等、あるいは障害者蔑視などを問題視する。このような要請に関しては、不利な 扱いを禁止ないし解消する際に必要なコストは、少なくとも最終的な目標を設定する際に は、考慮されるべきではない。なぜならばこれらの不利な扱いは、自律的行為者への平等 な尊重という理念に端的に違反しており、それを解消するためのコストは先行する不正に よって生じたものにすぎないからである。第2の要請は、偶然的な属性に基づく不利益の 発生の防止ないし軽減である。この要請は、足に麻痺を有している人に移動の不自由とい う社会的不利益が付加されるのを防止したり、津波にさらされやすい地域に住む人が津波 による被害を被ったりしないようにすることを意味する。このような要請に関しては、ど こまでのコストを負担してどこまでの対応を行えば自律的行為者への平等な尊重が満たさ れるのかが問われる。なぜならば、責任の問題を諸個人と社会との負担分担として捉えた 場合、不利益発生の防止という要請に関しては、どの程度のコストをかけて不利益の発生 を防止するかが問われる必要があるからである。